

中国における司法制度改革
— 裁判官制度改革と「裁判官の独立」を中心に —

宇田川 幸則

はじめに

改革開放政策の進展および計画経済体制から市場経済体制への移行により、経済面における実質的な「脱社会主義化」を推進してきた中国社会は大きく変化した。それにともない、訴訟件数が激増する⁽¹⁾とともに、それに占める経済的利益に関する紛争の割合が増加する等、紛争の質もまた変化している。

その一方で、政治面では、中国共党による事実上の一党制が維持され、国家体制は旧来の枠組みが維持されたままである。法院自身もまた、裁判官法の制定（1995年）による裁判官制度の規範化を行うなどしてきたが、司法制度そのものは計画経済期において確立された枠組みのまま存在し続けている。そこで、中国の法学者のみならず、法院自身もまた、現在の体制では現実に対応し切れないことを認識し、80年代後半に始まる「民事裁判方式の改革」⁽²⁾を契機として、とりわけ90年代中期以降、「司法改革」が声高に叫ばれるようになってきた。

これまでの中国における司法改革論の多くは、あくまで現行の裁判・司法制度の枠組みを前提とした議論であるが、しかし、一部には、当初よりそれを意図しているか否かにかかわらず、司法制度の原理的・構造的転換を迫る問題提起がなされている。

中国での司法制度改革をめぐる議論において、その論点は多岐にわたり、いささか錯綜した感も否めない。そこで本稿では、司法制度の原理的転換につながるであろう論点として、①裁判官法の制定と裁判官制度の規範化、②裁判の独立をめぐる議論、の2点に焦点を絞った上で、検討をくわえたい。その理由は、次のとおりである。そもそも、現在の司法制度改革論は、当初は市場経済化にともなう訴訟件数の激増が法院のキャパシティをはるかにオーバーしたことから、裁判の効率性を向上し、法院の負担を軽減させることを目的として、超職権主義的訴訟モデルから当事者主義的訴訟モデルへの脱皮を主たる柱とする「民事裁判方式の改革」⁽³⁾を出発点とする。しかし、その後裁判の公正性・透明性へと議論の重心が移り⁽⁴⁾、今日では司法制度全般の改革論にまで広がるに到った。その過程で裁判官制度の整備・改革論や裁判の独立論が登場してくるのだが、そこには次のような特徴が存在する。まず、裁判官制度の整備・改革論については、司法制度の改革論を展開するとすれば、それが「民事裁判方式の改革」であれ「裁判の独立」であれ、結局は裁判の担い手である裁判官の「資質」の問題に帰結してしまう⁽⁵⁾。その意味において、裁判官制

度をめぐる議論は、現在の司法制度改革論の基礎をなす問題であり、前提条件であろうと考える。そこで、これまであまり論じてこられなかった、裁判官制度をめぐるうごきについて、裁判官法の制定を軸に検討したい。また、「裁判の独立」をめぐる議論は、中華人民共和国建国以降タブー視されてきた「裁判官の独立」、ひいては国家・政治体制の否定にまで発展しかねない「司法権の独立」にまで広がる論点であり、今後の司法制度改革のゆくえを左右しかねない問題であると考えられる。以上をふまえ、現時点での中国における司法制度改革の到達点を明らかにするとともに、今後の動向についても若干の検討を行えればと思う。

1 裁判官制度

(1) 裁判官法施行前(1949～95年)

裁判官のリクルートシステム、資格要件等については、1995年に裁判官法が制定されるまでは、法規定上はほとんど「空白」の状態にあった。裁判官法以前における裁判官採用の条件は、79年の人民法院組織法34条で、「選挙権および被選挙権を有する満23歳以上の公民は、人民法院院長に選挙され、あるいは副院長・院長・副院長・裁判官および裁判員補助に任命されることができる」と規定するとどまり、しかも裁判官に法的知識を具備していることは要求されていなかった。その後83年の同法改正時に「人民法院の裁判要員は法律の専門知識を有していなければならない」との規定がくわえられたが、はたしてどの程度の水準が要求されているかは明確に規定されていなかった。実際には政治的傾向が重要視され、軍隊や行政機関からの転出組⁶⁾がその多くを占めていた。その理由としては、法院は階級独裁機関として、その主たる任務が犯罪を打撃し社会治安を維持することを目的とした刑事事件の裁判にあったため、政治的な「正しさ」が要求され、法的専門知識等が要求されていなかったこと、法制度が整備されていなかったため、そもそも裁判官に法的スキルを要求する必要がなかったこと⁷⁾、等が挙げられよう。ちなみに、最高人民法院が83年に四川省において実施した調査によれば、当時四川省内の裁判官の中に小学校卒以下の学歴の者が15%を占め、その内には相当数の文盲・半文盲が存在したという⁸⁾。

ところで、改革開放政策実施以降、人民が法律関係の主体となるとともに、紛争の質もまた当事者間の権利義務をめぐる紛争へと変化した⁹⁾。それにともない、裁判官に求められる姿も変化したし、それまでの刑事事件の裁判を主たる目的とした「裁判官」から、当事者間の紛争を法的に処理する公正中立なアンパイアとしての「裁判官」へと変化した。これは、裁判官に要求する資質もまた変化したことを意味し、これまでの裁判官としての資質にくわえて法的専門知識、法技術的側面が重要視されるようになった。また、改革開放以降、制定された法律・法規の数も激増したため¹⁰⁾、裁判官に法的専門知識が要求されるようになった(有法可依)ことも、理由のひとつに挙げておくべきであろう。

そこで、85年に法院幹部業余法律大学が設立され、すでに裁判官の職にあって法学に関する専門的教育を受けていない者に対して、裁判業務の合間を縫って基本的法学知識を習得させるとともに、「大專」(日本の短期大学に相当)卒の学歴を与えるようになった。ちなみに、2000年までに17万人の裁判官が業余大学を卒業しているという¹¹⁾。また、88年には中国高級裁判官養成センターが設立され、法院の庭長・副庭長クラス以上の幹部の研修にあたっている。また、90年8月

には全国法院幹部教育養成工作座談会が開かれ、「1991～1996年全国法院幹部教育養成計画」⁽¹²⁾が採択された。「計画」は「片方の手で裁判を行い、片方の手で幹部教育養成を行う」の方針の下、「7・8・9計画」、すなわち、96年までに法院幹部の70%、裁判官の80%、正・副院長の90%が、「大専」卒以上の学歴を有することが目標とされた。94年5月には全国法院幹部教育養成工作会議が開催され、「1996～2000年全国法院幹部教育養成計画」⁽¹³⁾が採択された。この「計画」では「3・6・9計画」、すなわち基層法院裁判官の30%、中級法院裁判官の60%、高等法院裁判官の90%が、それぞれ「大専」以上の学歴を有することが目標とされた⁽¹⁴⁾。しかし、いずれの計画も、専門知識、事務処理能力の向上とともに「政治思想水準」の向上が謳われており、また専門知識の習得よりはむしろ「学歴」そのものの取得が主眼におかれている。また、法学教育を受けた者の任官採用を目指すというよりはむしろ内部養成を重視しており、任用時の条件として法的専門知識を有する旨の規定は見られない。

(2) 裁判官法施行後（1995年～）

1995年に制定された裁判官法は、裁判官のリクルートシステムのもっとも基本となる任用条件について、はじめて規定した。9条では、「裁判官の条件」として以下を列記している。① 中華人民共和国の国籍を有し、② 満年齢23歳以上で、③ 憲法を擁護し、④ 良好な政治的・職業的素養および良好な品性を有し、⑤ 身体が健康で、⑥ 高等院校（単科大学および総合大学の総称）法学部卒業あるいは法学部以外の卒業であっても法律の専門知識を有して、社会人経験が満2年以上であること、あるいは法学士を有する場合は、社会人経験が満1年以上であること。ただし、法学修士・博士の学位を有する場合は、上記の社会人経験の年限の制限を受けない。また、12条2項では、院長、副院長、裁判委員会委員、庭長、副庭長は実務経験者の中から選任しなければならないと規定する。また、現在すでに裁判官の職にあるもののうち⑥の条件を満たしていないものについては、再教育講習を受けなければならないと規定する。おそらくは、業余大学での教育が念頭におかれているのであろう。なお、裁判官の学歴については、97年末の時点で、大学学部卒業者は5.6%、大学院卒業者は0.25%を占めるに過ぎないという報告がある⁽¹⁵⁾。

さらに、12条1項では、初任裁判員・裁判員補佐に対しては全国統一試験を科すことと規定する。この試験は2年に1回実施され、95年12月10日に第一回目の試験が開催されて以来、97年10月18 - 19日、99年11月13 - 14日と都合3回の試験が、これまでに実施されている⁽¹⁶⁾。会場数・参加者数はそれぞれ1,380カ所・3万人、1,320カ所・27,500人、1,393カ所・33,000人である（参加者数はすべて概数）。試験内容については、各回で若干異なっているようである。第一回目は基礎知識（哲学、政治経済学、中国の特色ある社会主義建設の理論、法哲学基礎理論）と法律知識（憲法、刑法、民法、経済法、行政法、訴訟法等12科目）の二つの部分からなっていた。第二回目は政治理論・法学理論・作文等の基礎知識、実体法、手続法の三つの部分からなり、第一回目に比べ法的専門知識の割合が増加したという（具体的試験科目については不明）。第三回目は第二回目と同様に、基礎知識、実体法、手続法の三つの部分からなっていた（同）。参加者は、裁判官法の規定に合致する裁判廷勤務要員および法律の学位を有する法院のその他の部門の勤務要員であった。

9章(24~26条)では裁判官の講習制度について規定するが、非常に抽象的な規定に止まっており、詳細については別途規則を設けるとする(46条)。この規定を受けるかたちで、法院の庭長・副庭長クラス以上の幹部の研修センターとして、かつての中国高級法官養成センターを改組するかたちで、97年に国家裁判官学院が北京に設立されている。

また、最高人民法院は2000年に「裁判官研修条例」(以下、「条例」)を制定した⁽¹⁷⁾。「条例」では、研修の種類を①裁判官任官および法院院長・副院長就任、②高級裁判官⁽¹⁸⁾への昇格、③裁判官の職務継続、④その他(2条1項)とし、それぞれに該当する場合には必ず研修を受けなければならない(2条2項ないし3項)。また、すべての裁判官は3年に一回(15条3項)、職務継続研修を受けなければならない(2条4項)。研修期間は、①はそれぞれ3ヶ月以上(15条1項ないし2項)、②は2ヶ月以上(15条4項)、③は1ヶ月以上(15条3項)とされる。研修の形態は「在職離崗」、すなわち籍をおいたまま職場を離れて集中研修を受けることとされ、期間を分割して研修期間を累計する方法を採ることも可能である(16条)。また、国際的な交流を視野に入れて、海外での研修あるいは外国の法律専門家・大学教授および裁判官を招聘することも可能である(17条)。研修の内容については、裁判官としての職業道徳および業務資質の教育を重視し、法を適用して裁判を行う能力および裁判文書作成能力の向上が謳われている(14条)。院長・副院長就任研修は法院のマネージメント・業務能力に、その他の研修では職業道徳・関係する法的専門理論や裁判実務技能に、それぞれ重心をおくとする(15条)。ただし、「条例」は、研修内容については以上のような観念的・概括的な規定に止まっており、また実施されて間もないことから、現時点ではこれ以上の内容についてうかがい知ることができない。

研修を実施する機関は、最高人民法院が設立する「国家裁判官学院」(9条1項)と各高級人民法院が設立する裁判官研修機構(裁判官学院・裁判官研修学院等の名称。9条2項)の2クラス制が採られ、前者は全国の法院での研修の統一指導を、また後者は管轄区内の法院が行う裁判官研修活動の指導を、それぞれ行う(7条)。また必要に応じて、高級人民法院の批准を経た上で、市クラスの裁判官研修機構を設立することができる(9条3項)。くわえて、国家裁判官学院では、高・中級人民法院の院長・副院長の就任資格研修、高級裁判官への昇格資格研修、最高人民法院裁判官の職務継続資格研修、地方各クラス人民法院高級裁判官の職務継続資格研修、地方裁判官研修機構の教師資格研修、およびその他の最高人民法院が指定する研修を実施する(10条)。省クラスの裁判官研修機構は、基層人民法院の院長・副院長の就任資格研修、地方各クラス人民法院裁判官の任官資格研修、高級人民法院が指定するその他の研修および最高人民法院から委託された研修を行い、さらに地方各クラス人民法院は一クラス下の人民法院裁判官の職務継続資格研修を行う(11条)。最高人民法院および高級人民法院は裁判官研修機関に対する評価を行い、要求水準に達していないと判断された研修機関は、研修活動の停止が命ぜられる可能性もある(27条)。研修機関のスタッフは専任と兼任の二種類で、兼任スタッフを主とする(18条)。専任スタッフは大学学部卒以上の学歴を有し、比較的高度な政治的・業務的資質を備えた者で、相応の裁判官資格および実務経験を有していなければならない、一般には裁判官の中から選任される(19条2項)。研修に用いられる教材・研修プランは、最高人民法院が設置する裁判官研修教材編集審査委員会が統一して作成し(13条1項)、必要に応じて、編集審査委員会の批准を経た上で、各高級人民法院は

補助教材を作成することができる(13条2項)。

以上の研修を受講し、あわせて審査をパスすることが任官・就任・昇格・職務継続の要件とされている(6条)。裁判官は正当な理由なくこれらの研修を拒否することはできず、所属法院の督促にもかかわらずこれを拒絶し続ける場合は資格剥奪の可能性もある(26条)。研修は各裁判官の義務であるとともに権利でもあるとされ(3条)、裁判官の研修を受ける権利を保障する(25条1項)。また、研修期間の賃金・手当を補償する規定も設けている(25条2項)。

(3) 小括

このように、裁判官法の制定を契機として、裁判官法施行以降は裁判官に対して「大専」あるいは「高等院校」以上の学歴ならびに法学専門知識を要求するようになり、試験制度や講習制度が導入されるようになった。前述のように、具体的試験科目については不明な部分が多いが、回をおうごとに試験に占める法学専門知識に関する問題は増加している模様である。裁判官法施行以降に裁判官に採用された者はすべて試験をパスしている必要があるため、裁判官の法的専門知識を高めるという目的は一定程度達成していると評価できよう。

しかし、残された問題点も少なくない。第一に、裁判官の「条件」が、現職裁判官すべてに要求されているものではなく、裁判官法施行前にすでに裁判官であった者は「高等院校」以上の学歴が要求されていない。とくに、法院幹部クラスは現在もお他の国家机关からの人事異動により裁判官となった者、あるいは裁判官法施行のはるか以前から勤める裁判官が就任する場合が多く、それらの者の裁判官としての資質に対する疑いの眼は厳しいものがある⁽¹⁹⁾。第二に、初任試験の参加者が全員すでに法院に勤務している者であるということは、法院外からのリクルートを目的とした採用試験ではないことを意味している。このことから、裁判官法12条にいう試験制度=任官の「条件」は、「将来の」裁判官が法院に採用される時点では要求されていないことになる。第三に、裁判官法・「条例」それぞれで、要件をクリアした者が裁判官となる、とは規定されているが、それらをクリアしなかった者をどう処遇するか、つまり裁判官の職を解くのかどうかについては、触れられていない⁽²⁰⁾。これらの点に鑑みれば、一連の改革措置がはたして裁判官の眞の資質向上にどの程度寄与しているかは疑問であると言わざるを得ない。裁判官の資質向上への道のりは、この先まだ遙かであるとの批判が多い⁽²¹⁾。

なお、裁判官の資質向上には何よりも優秀な人材の確保が必要であることから、裁判官の地位向上、待遇の改善等に関しても活発な議論が展開されている。

2 裁判の独立をめぐる

90年代中期以降、司法改革の目的が効率性から次第に司法の公正性の確保に移ってゆくにしたがって、裁判の独立、とりわけかつてはタブーとされていた「裁判官の独立」にまで踏み込んだ議論が登場するようになってきた。

(1) 「裁判の独立」

国家裁判機関である人民法院がその職権を行使するにあたり、法的判断の形成に他からの圧力

や干渉を排し、公正かつ厳格な判決を下すことを保障するための、54年憲法以来の憲法上の原則が「裁判の独立」の原則である⁽²²⁾。「裁判の独立」は「法院の独立」を意味し⁽²³⁾、裁判組織（合議廷）および裁判官は裁判活動の具体的執行者にすぎず、独立の地位を有し得ないと解されてきた⁽²⁴⁾。しかし、各クラス人民法院所在地の党委員会が「党の指導」の名のもとに行う審査承認制、人民法院の人事・財政を掌握する同級の人民政府からの圧力、法院内部における院長・延長による審査承認制、法院内部に設けられている裁判委員会と合議廷の関係、上級法院および上級法院党組織からの指導等、現実には裁判の独立を阻害する様々な要因が存在している⁽²⁵⁾。とりわけ、法院内部では「層層審批、層層把関」（幾重にも審理し許可を経て、幾重にもチェックする）制度が存在し、実際の審理を担当する合議庭構成メンバーないしは独任裁判員ではなく、院長・副院長・裁判委員会委員、庭長・副庭長が事件に対する裁判の事実上の最終決定権を有しており、真の裁判権はこれらの者の手に握られているとさえいわれている⁽²⁶⁾。

(2) 法院サイドの改革 — 「合議廷の権限強化」と「法廷審理の実質化」

このような弊害に対する法院サイドの対応として、「合議廷の権限強化」および「法廷審理の実質化」への取り組みがある。

これまで、一部の法院では比較的高い資質を備えている裁判官を合議廷の延長・独任裁判員に選抜し、合議廷および独任裁判員が自らの権限にもとづいて事案に対して直接裁判を行い、あわせて当該事案の処理結果に対して責任を負わせることで、合議廷の権限強化と法廷審理の実質化を一定程度実現させている。この方針に沿うかたちで、「規定」では、「合議庭および独任裁判員の権限強化に関する問題」の一章を設け、合議庭メンバーは共同して審理に参加し、事実認定・証拠収集・責任等を共同して負い、また、判決書および調停合意書には裁判長・独任裁判員がサインすることとして、法廷審理の実質化、責任の明確化を図っている（三十一ないし三十四）。

さらに、法廷審理の実質化については、「規定」では「開廷前の必要な準備をきちんと行い、適時に開廷審理することに関する問題」の一章を設け、開廷前の準備手続を限定するとともに、実質的な主張・立証は訴訟当事者が法廷で行うこととしている（五）。また、合議庭構成員および独任裁判員は開廷前に単独で当事者の一方およびその訴訟代理人と接触してはならないと規定する（六）。これらによって、実質的な裁判を法廷において行うことを促し、合議庭の権限の明確化・強化を図り、ひいては裁判の独立を確保し、過度の職権主義から当事者主義への移行をも促そうとしている。

これに関連する議論として、裁判の公開がある。合議廷の権限を強化し、法定審理を実質化するための担保として、裁判の公開が不可欠であるとの認識が出発点にある⁽²⁷⁾。裁判の公開は憲法上の原則であり（125条）、人民法院組織法でも規定されている（7条）が、実際にはさまざまな形で公開が制限されていた。近時のうごきとしては、98年6月、北京市第一中級人民法院での知的財産権事件の審理が、中央電視台をキー局に全国10局をネットワークして、4時間強の長時間にわたり生放送された（史上初）⁽²⁸⁾。その後、99年3月には最高人民法院の「裁判公開制度を厳格に執行することに関する規定」⁽²⁹⁾が公布され、そこでは裁判の原則公開があらためて確認されている。また、同年7月には北京市第一中級人民法院が裁判文書の公開を開始した模様である⁽³⁰⁾。

以上のような改革は、法院自身はあくまで裁判の効率性・公正な司法の実現の文脈で語っており、「裁判の独立」の文脈で語ることはない。最高人民法院が「合議廷の権限強化」「法廷審理の実質化」を謳う際には、同時に「法院内部の監督の強化」を強調することが多い。このことから、最高人民法院は「合議廷の権限強化」「法廷審理の実質化」を「法院の独立」（少なくとも内部的独立）との関係で考えていないことは、明らかであるといえよう。しかし、法廷審理を実質化し、合議廷に個別事件の判断をゆだねることは、その性質からみれば、「裁判の独立」を「法院の独立」から「合議廷の独立」へとシフトすることを最高人民法院自らが認めることと同義であり、期せずして、自ら「裁判の独立」への道を開いてしまったといえよう⁽³¹⁾。

(3) 「裁判の独立」から「裁判官の独立」へ

司法腐敗を抑制し、司法の公正を実現するキポイントは「裁判の独立」にあるという認識の下⁽³²⁾、これをめぐって実務界・学界あるいは現職裁判官までもが活発な議論を展開している。多くの論者が様々な観点から議論を展開しているため、いささか錯綜した感も否めないが、畢竟憲法上の原則である「裁判の独立」をどのように理解するのか、つまり伝統的解釈である「法院の独立」にとどめるのか、あるいはタブー視されてきた「裁判官の独立」にまで踏み込むのか、がポイントとなる。

以下では、99年11月に開催された「全国法院系統第11回学術討論会」で二等賞を獲得した現職裁判官の論文の紹介を中心に⁽³³⁾、「裁判官の独立」に関する近時の動向について検討を行う。

彼の議論は、裁判の独立と裁判の公正は表裏の関係にあるという認識から出発し、司法が公正か否かは司法が独立しているか否かによるとする。「裁判の独立」は憲法上の原則であるが、「裁判の独立」を保障するには「法院系統の独立」だけではまだまだ不十分で、これは裁判の独立の基礎および出発点にすぎないとする。そこで、ブルジョア法的観点だとの批判を恐れてか、「裁判官は法律を除けば他に上司はいない」とのマルクスの言説を引用した上で、裁判を担当する裁判官個人の独立が必要であり、これこそが「裁判の独立」の真意であるとしている。彼は「裁判官の独立」を裁判官制度の改革との関係において論じているのだが、裁判官制度の改革もまた裁判官が独立して裁判するという原則を体现しなければならず、そうすることでようやく司法の公正を実現することができる結論づける。また、「裁判官の独立」の必要性の根拠として、この他に市場経済化の進展を掲げる。すなわち、市場経済化が進展するにともない、「国際接轨」=諸外国との制度と一致させる必要があり、司法制度もこの例外ではなく、世界各国においては「裁判の独立」は「裁判官の独立」とされていることから、これを中国司法制度の原則とする必要があると説く。

さらに注目すべき点は、彼が「司法制度改革」を「政治体制改革」の一部と位置づけている点である。その結果、「裁判官の独立」の原則化は「三権分立」制度、地方権力機関（地方人大）の選挙制度、裁判官の任用制度、裁判委員会制度、手続法の改正等の一連の問題におよぶことが必至であると認識する。このうち、三権分立および地方人大との関係においては、裁判官の任用に際して、同級の人大の選挙により任命するという現行制度を徹底的に改変し、それにより法院外部からの干渉を排除しようとしている。また、現在の司法に対する監督機関としての同クラス人大に代わる機関として裁判官委員会の設置を提案し、それにより裁判に対する外部的監督機能を一元化し

ようとする。これにより「裁判官の独立」を実現するという。

しかし、彼はこれと同時に「党の指導を堅持する原則」を示している⁽³⁴⁾。中国における「改革」の内在的制約というべきか、あるいは現職裁判官としての「限界」というべきか、「中国共産党」の枠組みを突破することの困難さをあらわしているといえよう。

彼は現職裁判官としても、また現在の司法制度改革に関する議論の中においても、非常にラディカルな議論を展開しているが、いささか具体性に欠け、空論にすぎるきらいがあるといえる。

これに対し、全国訴訟学研究会民事訴訟法専門委員会と天津経済技術開発区人民法院が連合して開催した「第一回民事訴訟法学術シンポジウム」での議論⁽³⁵⁾は、「裁判の独立」を「法院の独立」と理解することの弊害として以下の点を挙げた上で、「裁判官の独立」の必要性を説く。① 効率性が劣る。担当裁判官が事件処理をする以外に、院長・廷長などに指示を求め、その回答を待って判決を下すというこれまでの方法では、アクションが緩慢になり、事務処理が引き延ばされ、効率性が下がるなどの弊害があり、時宜にかなった紛争処理にプラスとならない。② 裁判官個人の権力および責任が曖昧になる。その結果、誤判等が生じる可能性が上がる。しかも誤判が生じた際の責任の所在が不明確となり、その結果、いい加減な裁判が蔓延する可能性がある。③ 司法制度の内在的要求に反する。「審理」と「判決」の分離、「審理する裁判官が判断せず、判断する者が審理しない」、「先定後審」（はじめに結論を下し、後で審理する）、「先判後審」（同義）等の現象は、裁判のあり方そのものの内在的要求に反している。これをふまえ、「裁判の独立」には、少なくともふたつの意味が含まれるとする。すなわち「法院全体の（他の国家機関からの）独立」と「裁判官個人の独立」である。しかも後者は前者の必然的な要求であり体现であるとしている。

この議論は、実際の問題点から出発するとともに、現在憲法上に規定される「裁判の独立」と「裁判官の独立」とが何ら抵触するものではないばかりか、今日の行き詰まった司法そのものの改革に有益である点に特徴がある。「裁判官の独立」実現に向けて、議論そのものが国家・政治体制改革という「地雷原」に突入することを必死に回避する意図が感じ取れる。

(4) 小括

法院が主導するかたちで取り組まれている「合議廷の権限強化」と「法定審理の実質化」は、超職権主義的訴訟モデルから当事者主義化への転換に伴い不可欠な要素という側面があり、効率性向上が当初の目的であった。しかし、裁判の公正性に対する疑問が深まる中、近時では「裁判の独立」との関係で論じられるのが学界では一般的となった。しかし、法院サイドでは「法院内部の監督強化」が常にワンセットで語られ、裁判委員会の監督機能、上級法院の監督機能の強化により、司法の公正性の確保・効率性のアップ・腐敗防止を行うこととしている。しかし、これでは「監督」の名を借りた個別の事件に対する不当な介入の余地を大幅に残す結果ともなりかねず、改革の結果としての「裁判の独立」の実現可能性には疑問符を付けざるを得ない。

3 近時の司法制度改革をめぐる議論とその方向性

1999年10月に最高人民法院は「人民法院五年改革綱要」⁽³⁶⁾（以下、綱要）を公表した。「綱要」では、2001年には人民法院組織法の全面改正を行うとして、法院制度そのものの改革も視野に入れ

ている。以下では、「綱要」において本稿で取りあげた各テーマがどのように「改革」されようとしているのかについて概観するとともに、「綱要」以降に公布・施行された最高人民法院の關係する規定についても、適宜紹介を行いたい。

(1) 裁判官の資質向上

今後の裁判官のリクルートシステムについては、上級人民法院の裁判官は下級人民法院の優秀な裁判官あるいは弁護士および学者をはじめとする法律家の中から選任する方針をうち出している⁽³⁷⁾。また、公開の選抜試験(裁判官法12条1項に規定する試験制度を指すと思われる)に合格した大学法学部の卒業生およびそれに準じる者は、まず中級人民法院および基層人民法院に配属して基層人民法院の強化を図る。高級人民法院および最高人民法院は5年後に下級人民法院および学者などの法律家の中から裁判官を選任する。このようなかたちで、裁判官の資質の向上を図るとする。また、2000年10月には「2001年－2005年全国法院幹部教育培訓計画」を制定・公布した模様であるが⁽³⁸⁾、その詳細については、現時点では不明である。

研修制度については、2001年以降は、裁判官は3年ごとに国家裁判官学院およびその他の裁判官養成訓練所で集中講習を受けなければならないとして、裁判官の再教育面の充実を図るとする。これを受けて「裁判官研修条例」が制定されたが、詳細についてはすでに述べた(1－(2)参照)。

このような法的専門知識に照準をあわせた改革措置と同時に、近時裁判官のモラル向上に照準をあわせた改革措置として、最高人民法院は、「人民法院裁判人員違法裁判責任追究辦法(試行)」⁽³⁹⁾、「人民法院裁判紀律処分辦法(試行)」⁽⁴⁰⁾、「裁判人員が回避制度を厳格に執行することに関する若干の問題の規定」⁽⁴¹⁾、「(局)クラス以上の指導幹部の配偶者・子女が有償の法律サービス活動および商業活動に従事することに関する若干の規定」⁽⁴²⁾などの規定を次々と制定・公布している。これは、近時司法腐敗に関心が集まった結果、裁判官の法的専門知識の向上と同等かそれ以上に、道徳的倫理的資質を重視しているあらわれであると評価できよう。

(2) 「合議廷の権限強化」と「裁判の独立」

合議庭および裁判官の権限強化について、裁判長および独任裁判員は実務経験者の中から選ぶとする任用制度(裁判官法12条2項)の徹底、裁判長・独任裁判員の審査・考査・任用に関する制度の確立、院長・庭長による合議庭の決定の変更禁止、が規定されている。これを受けて、2000年7月に「人民法院裁判長選任辦法(試行)」が公布・施行された⁽⁴³⁾。同辦法によれば、最高人民法院および高級人民法院の裁判長には高等院校の法学部卒以上の学歴と5年以上の裁判実務経験を、中級人民法院の裁判長には高等院校の学部卒以上の学歴と4年以上の裁判実務経験を、また基層人民法院の裁判長には高等院校の法律専科卒以上の学歴と3年以上の裁判実務経験を、それぞれ要求している(3条(三)ないし(四))。また、裁判長に対しては毎年の考査を実施し、考査をクリアできなかった場合は裁判長の職を解くこととしている(6条3項)。

法廷審理の実質化については、「規定」で示された開廷前の準備手続の限定、実質的な主張・立証は訴訟当事者が法廷で行うこと、の二つの方針をいっそう推進することにくわえ、当事者が挙証する期間を制限する規定を設ける方針が掲げられている。

裁判の公開については、先の「公開規定」を厳格に執行し、裁判公開制度を全面的に遂行するとし、あわせて人民法院が開廷して裁判した事件の、法廷での判決宣告率を高めることが目標とされている⁽⁴⁴⁾。また、2000年6月には、「裁判文書公布管理辦法」⁽⁴⁵⁾を公布・施行し、最高人民法院の各裁判廷が審理した事件の判決書・裁定書を、事件の重大性に応じて新聞、人民法院報、公報、ネット上で公開することとし、また公開された判決書・裁定書はすべて刊行物というかたちで公開することとした(2条)。ただし、すべての判決書・裁定書を公開するとはしておらず、とくに4条7号で「その他公開するに適さない裁判文書」を公開しないという概括規定をおいているため、その実効性は旧来の枠を出るものではなさそうである⁽⁴⁶⁾。

裁判の独立については、人民法院改革の堅持すべき原則のひとつに「法に依り独立して裁判することの堅持」が明記されるだけで、その具体策は提示されていない。むしろ、裁判監督制度の強化策として、上級法院の下級法院に対する裁判監督の權威性・正確性・有効性の更なる強化が規定されている。また、2000年1月には「高級人民法院が活動を統一管理執行することに関する若干の問題の規定」⁽⁴⁷⁾を制定し、高級人民法院がその管轄区内にある下級人民法院の管理監督をいっそう強化する方針を示している。このことから、最高人民法院が「裁判の独立」を「法院の独立」と解する従来の立場を堅持する姿勢をうかがい知ることができる。

裁判委員会については、その活動・権限を規範化すると明言するが、裁判委員会制度そのものの廃止をも含めた抜本的改革に着手する予定は、現時点では存在しないようである。

一方、外部的独立については、人民法院の改革にあたり堅持すべき原則のひとつとして、党の指導の堅持、人民民主独裁の国体および人民代表大会制度の政体の堅持が挙げられている。これを、裁判の独立の外部的独立にまで議論が発展しないための予防線であると考えるのは、いささかうがちすぎであろうか。

(3) 小括

「綱要」はこれからの人民法院のあり方をどのように改革するかについての青写真を提供しているというよりはむしろ、これまでの改革への取組みの総括であり、「規定」の延長に位置づけるべきであろう。「綱要」では法院組織法の改正をも視野に入れた、法院制度・司法制度そのものの改革を行うとするが、「綱要」を見る限りにおいては、今後5年内に司法制度がドラスティックに改革されるとは考えにくい。

むすびにかえて

中国における司法制度改革は、訴訟の効率性の追求を目的とした審理方式の改革に端を発したものであったが、それが司法腐敗、裁判の公正性確保の問題、ひいては裁判官制度の改革から「裁判官の独立」の問題へと、次第に司法制度全般にわたる改革論にまで波及した。これは一見意外なことのようにも思われるが、司法制度全体の改革論への波及は「宿命」であったといえよう。なぜなら、超職権主義的訴訟モデルから当事者主義への移行、極論すれば職権主義の放棄とは、これまでの司法制度・裁判制度あり方そのものの否定を意味するし、またそうせざるを得なかったということは、実は解放区以来の司法実践がすでに破綻し、今日の社会状況に適應しきれなくなっ

たことが図らずも露見してしまったからである。

当事者主義モデルへの転換・裁判官制度の整備と充実・「裁判の独立」をめぐる論議は、中国でのうごきを追ってゆくと、あたかも一連の「流れ」として生じてきたようにもみえる。しかし、当事者主義を実現し、「裁判の独立」を確かなものにするためには裁判官の質的向上が不可欠であるし、「裁判の独立」が実現され得ない以上、形骸化した法廷審理において当事者主義を採用したところで何の意味も持たないともいえる。このように、それぞれが互いに条件と結果の関係にあるのであって、このうちのどれかを改革するとすれば、必然的に司法制度そのものの改革に着手せざるを得なかったのである。とくに、裁判の担い手である裁判官に関する制度的整備・改革論は、司法制度改革の前提条件であり、裁判官改革が成功するか否かが司法制度全体の改革の命運を握っているといっても過言ではない。最高人民法院もこの点を認識して、かなり早い段階から裁判官改革に取り組んできており、一定程度の成果を得たと評価できよう。しかし、17万人とも25万人⁽⁴⁸⁾ともいわれる中国の裁判官全体を底上げするには、物理的に非常に困難であるといえるし、近時の最高人民法院の取組みが、裁判官としての法的専門的資質よりもむしろ道徳的側面を重視した方向に流れていることもあり、裁判官改革ひいては司法制度改革の行方を楽観視することはできない。

ところで、90年代後半から、「司法腐敗」の問題がクローズアップされるにしたがって、司法制度改革をめぐる法院サイドの重心の置き方に大きな変化があらわれた。とくに99年の全国人大における最高人民法院の活動報告⁽⁴⁹⁾で「司法公正を主線とし、法院改革の力を増す」方針が表明されて以降、それまでの効率性をメインとした改革から、公正な裁判の実現をメインとする改革へと変化したといえる⁽⁵⁰⁾。

現時点までの改革論の大多数は現在の国家・政治体制を前提とした議論であるが、たとえば「裁判の独立」については、すでに「司法の独立」や「裁判官の独立」をめぐる議論へと発展してきており、現に一部の学者・弁護士や現職裁判官までもがそのような議論を展開しているし、國務院の幹部クラスも「司法の独立」を市場経済の発展と政府機構改革・司法制度改革との関係で正面から肯定している⁽⁵¹⁾。司法制度改革が公正性確保を目的としはじめた以上、これが、「司法権の独立」= 民主集中制の否定や「党の指導」の否定といった、現在の国家・政治体制そのもの大改革を前提とする議論にまで波及する可能性は十分に考えられる。議論の広がりとその速度次第では、あるいは中国社会全体を揺さぶりかねない大問題に発展しかねず、今後の司法制度改革の展開に注目したい。

注

- (1) 民事訴訟受理件数についてみると、改革開放政策実施前の77年には232,645件であったのが、87年には1,213,219件、99年には3,519,244件と推移し、改革開放政策の実施後10年間で5.2倍、今日までに15.1倍、増加している。くわえて、経済訴訟（法人間の民事訴訟）受理件数が87年の367,156件から99年の1,543,287件と、4.2倍の増加となっている。77年は『当代中国的審判工作（下）』（当代中国出版社、1993年）15頁、87年は『中国法律年鑑（1988）』（法律出版社、1989年）816頁、99年は『中国法律年鑑（2000）』（中国法律年鑑出版社、2000年）1209頁を、それぞれ参照。なお、以下では『法律年鑑（年

- 度)』と表記して引用し、版元・出版年については省略する(1991年版から、発行元が中国法律年鑑出版社となっている)。
- (2) 邦語文献による民事裁判方式の改革の紹介として、齋藤明美「中国の民事裁判方式改革」東亜法学論叢 5号(2000年)41頁以下。また、民事裁判方式の改革から90年代中期までの中国司法制度改革について、現地法院におけるインタビューを中心として詳細に検討するものとして、鈴木賢「中国における市場化による『司法』の析出——法院の実体、改革、構想の諸相——」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂、2000年)239頁以下参照。
 - (3) 紙幅の都合から、この点については、前掲注(2)の各論文を参照されたい。
 - (4) 1980年代中期以降の司法改革の流れは、あたかも当事者の挙証責任の強調→庭審方式改革→裁判方式改革→裁判制度改革→訴訟制度改革→司法制度改革という軌跡を描いているという。景漢朝・盧子娟「経済審判方式改革若干問題研究」法学研究 19巻5号(1997年)3頁。
 - (5) 中国できわめて強力な職権主義的訴訟モデルが採用され、また、「裁判官の独立」ではなく「裁判(法院)の独立」が採用された理由として、必ず裁判官の資質の低さが指摘されている。前掲注(2)の各論文ほか多数。
 - (6) 獣医ステーション所長から中級人民法院院長に転出した例すらあるという。崔敏「關於司法改革的若干構想」陳光中主編『司法公正和司法改革——訴訟法理論与实践』(中国民主法制出版社、1999年)49頁。
 - (7) 章武生ほか『司法現代化与民事訴訟制度的建構』(法律出版社、2000年)624~625頁。
 - (8) 江華『江華司法文集』(人民法院出版社、1989年)307頁。
 - (9) 鈴木・前掲注(2)264頁。
 - (10) 1978年から1987年までの20年間に制定された法律・決定(全国人大および同常務委員会が制定)が329件、行政法規(國務院が制定)が750余件、行政規則(國務院の各部および地方人民政府が制定)が28,000余件あるという。郭道暉主編『当代中国立法(上卷)』(民主法制出版社、一九九八年版)序言二頁参照。
 - (11) 任鳴「為你驕傲：“業大人”——全国法院教育培訓工作会隨筆」人民法院報WEB版(<http://www.Rmfyb.com.cn/html/2000/11/01/10020001101002.htm>)。
 - (12) 『法律年鑑(1991)』798~799頁。
 - (13) 『法律年鑑(1995)』100頁。
 - (14) いずれの計画も、その目標が達成されたか否かは不明である。
 - (15) 馬駿駒「当前我国司法制度存在的問題与改進对策」法学評論 1998年6期。なお、最高人民法院「改革開放以来人民法院審判工作發展狀況」『法律年鑑(1998)』70頁によれば、97年末時点で、80%以上の者が「大專」卒以上の学歴を有するという。これは、業余大学卒業者が含まれているためである。
 - (16) 試験の概要は、95年については『法律年鑑(1996)』135頁、97年については『法律年鑑(1998)』144頁、99年については「初任法官資格統考举行3万余名法院工作人員走進考場」1999年11月15日付人民日報(海外版)を、それぞれ参照。
 - (17) 2000年10月20日公布、2001年1月1日施行。最高人民法院公報 2000年6期 191頁以下。
 - (18) 裁判官には首席大法官、大法官(1~2級)、高級裁判官(1~4級)、裁判官(1~5級)の計12級がある。裁判官法16条1項、裁判官等級暫定規定16条。なお、裁判官の等級制は1998年11月から実施された。1998年11月18日付人民日報WEB版(http://202.99.23.245/199811/18/col_981118001037_zhwx.html)。
 - (19) 範忠信「司法腐敗的類型与制度助因分析」信春鷹・李林主編『依法治国与司法改革』(中国法制出版社、1999年)119頁以下では、当初運転手として採用された「文盲、法盲(法律がわからない)にくわえてならず者」が1990年に県法院副院長にまで「昇りつめた」実話を紹介し、裁判官法9条の現職裁判官に関

する規定が存在する限り、今後もこのような事態を回避することができないと指摘している。

- (20) 人民法院報 2001年3月19日 WEB版によれば、四川省瀘州市中級人民法院が管轄地区内の全裁判官の80%にあたる460名(うち、中級人民法院の中間幹部23名、基層人民法院の正・副院長16名、正・副院長124名を含む)の裁判官を対象に在職資格試験を実施し、規定のスコアに達しなかった11名に対し、近く事件審理を担当する権限を剥奪し、2名を自宅待機処分に付すと決定した。なお、試験問題は西南政法大学(重慶市)の教授が作成している。<http://www.rmfb.com.cn/html/2001/03/19/00120010319006.htm>。しかし、このような処置を採る法的根拠は、裁判官法・「条例」いずれにも見あたらない。全国の他の法院で同様の処置が採られているかどうかは、現時点では不明である。ちなみに、最高人民法院院長・肖揚は2000年6月22日に開催された全国法院加強基層建設工作會議において、2002年末までに全国のすべての裁判官を対象に試験を実施し、試験をクリアできなかった者には研修を実施し、その後の再試験もパスできなかった者に対しては免職処分を科す方針を示している。法官俱樂部 (<http://www.lawyer-group.com/news/fgclub/0015.htm>)。
- (21) 王利明『司法改革研究』(法律出版社、2000年)399頁ほか。
- (22) 木間正道・鈴木賢・高見澤磨『現代中国法入門(第二版)』(有斐閣、2000年)132頁。なお、中華人民共和国建国以降1982年憲法制定までの、中国における「裁判の独立」をめぐるうごきについては、木間正道「中国の裁判制度と『裁判の独立』原則——法学論争からみたその特徴と問題点——」法学論叢(明治大学)72巻1号(1999年)1頁以下を参照。
- (23) 「人民法院は法律の規定にしたがって独立して裁判権を行使し、行政機関・社会团体および個人の干渉を受けない」人民法院組織法4条。
- (24) たとえば、李佑標「試論司法独立及其制度保障」陳光中主編『司法公正和司法改革——訴訟法理論与实践』(中国民主法制出版社、1999年)246頁ほか。
- (25) 鈴木・前掲注(2)275頁以下に詳しい事例が紹介されている。このような制約の背景として、「法院の地方化」あるいは「法院の行政化」を指摘する論者が、近時目立つ。たとえば、王利明・前掲注(21)33頁、孔祥林「影響司法公正的制度性缺陷分析」復印報刊資料・訴訟法学・司法制度2000年6期81頁、焦洪昌「從法院的地方化到法院設置的雙軌制」復印報刊資料・訴訟法学・司法制度2000年8期83頁、張衛平「論我国法院体制的非行政化——法院体制改革的一種基本思路」復印報刊資料・訴訟法学・司法制度2000年9期67頁、ほか。
- (26) 王利明・前掲注(21)190頁以下、同317頁、王懷安「法院体制改革」人民司法1999年6期。
- (27) 最高人民法院が裁判の公開を主張し始めたのは比較的早く、1992年に開催された全国法院工作會議において、任建新・最高人民法院院長(当時)の報告の中ですでに言及されている。任建新「進一步全面加強審判工作更好地為加快改革開放和現代化建設服務」『中華人民共和國最高人民法院公報全集(1985-1994)』(人民法院出版社、1995年)941頁以下。
- (28) 「法院大門向公民敞開」1999年1月27日付人民日報。
- (29) 「關於嚴格執行公開審判制度的若干規定」最高人民法院公報1999年2期55頁。
- (30) 「落實公審制度深化監督機制北京第一中級人民法院公開裁判文書」1999年7月21日付人民日報 WEB版 (<http://search.peopledaily.com.cn/Detail.wct?SelectID=3817&RecID=0>)。
- (31) たとえば、劉富民「關於充分發揮合議庭職能若干問題的探討」梁寶儉主編『人民法院改革理論与实践』(人民法院出版社、1999年)243頁以下は、「合議庭の独立」とはしないまでも、「合議庭が行使する権限の独立性」として、実質的な「合議庭の独立」を主張する。
- (32) たとえば、段書臣・鄧和軍「關於司法獨立問題的思考」陳光中主編『司法公正和司法改革——訴訟法理論与实践』(中国民主法制出版社、1999年)256頁。
- (33) 柴勇「法官制度的改革与設想」梁寶儉主編『人民法院改革理論与实践』(人民法院出版社、1999年)422

頁。

- (34) 「裁判の独立」をめぐる議論のほぼすべてで、「党の指導」の重要性が語られている。
- (35) 劉采軍「独立審判」姜偉・楊采新主編『民事訴訟機制的変革』（人民法院出版社、1999年）102頁。
- (36) 『法律年鑑（2000）』608頁以下。
- (37) 「綱要」発表に先立ち、1999年3月に最高人民法院は、30～50歳までの弁護士、大学教授および立法・行政機関の処長クラス以上の法律実務家を対象に公開の試験（面接ならびに筆記試験）を実施し、10名の高級裁判官を採用したという。1999年3月2日付人民日報WEB版（<http://search.peopledaily.com.cn/Detail.wct?SelectID=4275&RecID=0>）。また、2000年にも同様にして15名の高級裁判官が採用された。ただし、2000年の試験では、対象年齢を35～45歳に変更している。2000年3月2日付人民日報WEB版（http://www.snweb.com/gb/people_daily_os/2000/03/02/d0302012.htm）。
- (38) 肖揚「最高人民法院工作報告－2001年3月10日在第九届全国人民代表大会第四次會議上」2001年3月22日付人民法院報WEB版（<http://www.rmfb.com/html/2001/03/22/00120010322001.htm>）。ただし、「2001年—2005年全国法院幹部教育培訓計畫」そのものは、現時点（2001年3月末）では公表されていないようである。
- (39) 最高人民法院「人民法院審判人員違法裁判責任追究辦法（試行）」1998年9月4日公布・施行。<http://search.peopledaily.com.cn/Detail.wct?SelectID=6697&RecID=3>。
- (40) 最高人民法院「人民法院審判紀律處分辦法（試行）」1998年9月7日公布・施行。<http://search.peopledaily.com.cn/Detail.wct?SelectID=4744&RecID=7>。
- なお、本辦法および前掲注（39）にもとづき、2000年に全国で1,292名が党紀・政紀違反で処分を受け、46名が刑事処分を受けたという。肖揚・前掲注（38）。
- (41) 最高人民法院「關於審判人員嚴格執行回避制度的若干規定」2000年1月31日公布・施行。<http://www.peopledaily.com.cn/item/flfgk/gwyfg/2000/11301000054N.htm>。
- (42) 2000年11月22日付人民日報WEB版（<http://www.peopledaily.com.cn/GB/channel1/10/20001122/322541.html>）。
- なお、本規定および前掲注（41）にもとづき、2000年に全国で224名の処長クラス以上の幹部が自ら回避し、6,700名以上の裁判官が自ら回避したという。2001年1月7日付法制日報WEB版（http://www.legaldaily.com.cn/gb/content/2001-01/07/content_11620.htm）
- (43) 「人民法院審判長選任辦法（試行）」2000年8月17日付法制日報WEB版（http://www.legaldaily.com.cn/gb/content/2000-08/17/content_3418.htm）
- (44) 日本の法廷傍聴とは異なり、中国では傍聴に際して身分証（IDカード）の提示が必要である。たとえば、「上海市第一中級人民法院審判公開制度」第2条（http://www.a-court.gov.cn/gongkai2/news_gongkai1.htm）参照。
- (45) 2000年11月30日付人民日報WEB版（<http://www.peopledaily.com.cn/item/flfgk/gwyfg/2000/11301000002N.html>）。
- (46) これまでも最高人民法院公報あるいは最高人民法院の手により編集される『人民法院案例選』（人民法院出版社、1992年から季刊で発行。なお、23巻よりは時事出版社より発行）において、一部の裁判例が公開されている。
- (47) 最高人民法院「關於高級人民法院統一管理執行工作若干問題的規定」2000年1月14日公布・施行。<http://www.peopledaily.com.cn/item/flfgk/gwyfg/2000/11301000048N.html>。
- (48) ごく一時期を除いて、裁判官数に関する統計資料は公表されておらず、今日の状況は断片的にしか知り得ない。1997年時点での裁判官数については、最高人民法院「改革開放以來人民法院審判工作發展概況」『法律年鑑（1998）』71頁では17万人としているが、王利明・前掲注（21）420頁では25万人として

いる。

- (49) 肖揚「最高人民法院工作報告——1999年3月10日在第九届全国人民代表大会第二次會議上」『法律年鑑(2000)』28頁以下。
- (50) 最高人民法院院長・肖揚は近時「公正と効率」を司法制度改革のキーワードとして多用している。たとえば、肖揚「全面推進人民法院の各項工作為改革、發展、穩定提供有力的司法保障——在全国高級法院院長會議上的講話」最高人民法院公報1999年1期15頁以下、同・前掲注(38)など。
- (51) 陳清泰(國務院發展研究中心常務副主任)「經濟全球化背景下要加快推進政府改革」2001年3月27日付人民日報WEB版(<http://www.peopledaily.com.cn/GB/jinji/31/179/20010327/426889.html>)。

研究總會記事

「社会体制と法」研究会2000年度研究總會

2000年6月2日(金) 名古屋大学法学部

テーマ	「社会体制と司法改革」
趣旨説明	鮎京 正訓(名古屋大学)
報告	市橋 克哉(名古屋大学)
	「ロシアの司法改革」
	宇田川幸則(関西大学)
	「中国における司法制度改革——民事訴訟を中心として」
コメント	小森田秋夫(東京大学)
司会	杉浦 一孝(名古屋大学)